

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和4年11月21日	有限会社戸沢運輸 (法人番号6220002014 846) 代表者戸沢宏	石川県羽咋郡志賀 町安津見44-7乙地	本社営業所	石川県羽咋郡志賀 町字岩田47-1	輸送施設の使用停止 (110日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第9条第1項 及び同条第3項、法第17 条第1項及び同条第4項	令和3年10月9日、監査実施。14件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反(自動車車庫の位置及び収容能力)(貨物自動車運送事業法施行規則(以下、「施行規則」)第2条第1項第4号)(2)事業計画変更認可違反(乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力)(施行規則第2条第1項第5号)(3)事業計画変更の事後届出違反(主たる事務所の名称及び位置の変更違反)(施行規則第7条第1項第1号)(4)事業計画変更の事後届出違反(営業所又は荷扱所の名称、位置)(施行規則第7条第1項第3号)(5)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(6)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)(7)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)(8)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1、2項)(9)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(10)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(11)運行記録計による記録保存義務違反(安全規則第9条)(12)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)(13)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(14)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	11	11

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。